

新しい税制の行方

(平成29年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL : <http://www.nkj-zei.com>

目次

1.	法人税制	2 ~ 10
2.	資産税制	11 ~ 16
3.	所得税制	17 ~ 21
4.	納税環境整備	22 ~ 23

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(1) 研究開発税制の見直し①

- ・税額控除率の引き上げ・総額型の算定方法(対売上高比⇒試験研究費の増減率)の見直し
- ・上乘せ措置である「**増加型**」の**廃止**

総額型	現行	改正案
税額控除額	試験研究費総額 × 税額控除率	
税額控除率	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究費割合 ≥ 10% 10% ・試験研究費割合 < 10% 8% + (試験研究費割合 × 0.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増減割合 > 5% 9% + (増減割合 - 5%) × 0.3 ・増減割合 ≤ 5% 9% - (5% - 増減割合) × 0.1 ・増減割合 < △25% 6% ※控除率の上限 = 14%【原則10%】 (2年間の時限措置)
税額控除限度額	法人税額 × 25%	法人税額 × 25%

※試験研究費割合 = 試験研究費の総額 ÷ 平均売上金額 (適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額)

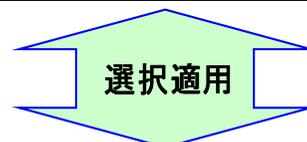
※増減割合 = (試験研究費 - 比較試験研究費) ÷ 比較試験研究費 (過去3年の試験研究費の平均額)

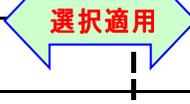
当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(1) 研究開発税制の見直し②・・・前ページの上乗せ措置

A 増加型	現行	改正案
税額控除額	増加試験研究費 × 税額控除率	廃止 (平成29年3月31日までに開始する事業年度まで)
税額控除率	5～30%	
税額控除限度額	法人税額 × 10%	



B 高水準型	現行	改正案
税額控除額	(試験研究費 - 平均売上高 × 10%) × 税額控除率	同左  法人税額 × 税額控除率
税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 0.2	同左  (試験研究費割合 - 10%) × 2
税額控除限度額	法人税額 × 10%	法人税額 × 10%

※増加試験研究費 = 試験研究費 - 比較試験研究費 (過去3年の試験研究費の平均額)

※試験研究費割合 = 試験研究費の総額 ÷ 平均売上金額 (適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額)

※高水準型は適用期限が**2年延長**されます。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(1) 研究開発税制の見直し③・・・中小企業者等

総額型(中小企業者)	現行	改正案
税額控除額	試験研究費総額 × 税額控除率	
税額控除率	12%	<ul style="list-style-type: none">・増加割合 > 5% $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$・増加割合 ≤ 5% 12% ※控除率の上限 = 17% (2年間の時限措置)
税額控除限度額	法人税額 × 25%	法人税額 × 35% (高水準型との選択適用)

※増加割合 = (試験研究費 - 比較試験研究費) ÷ 比較試験研究費 (過去3年の試験研究費の平均額)

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(2) 所得拡大促進税制の拡充①

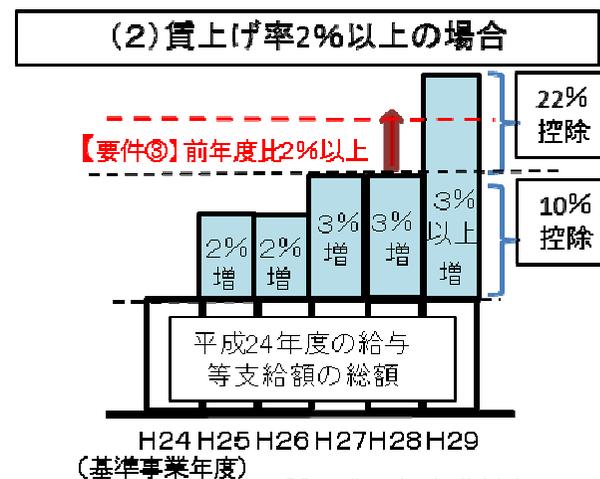
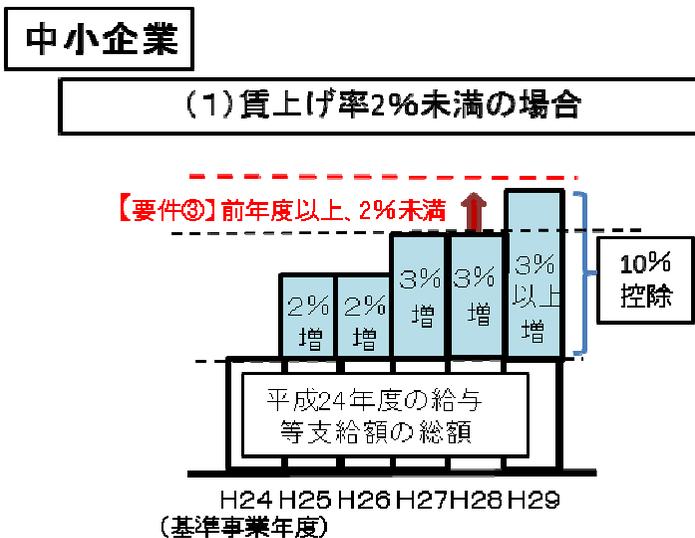
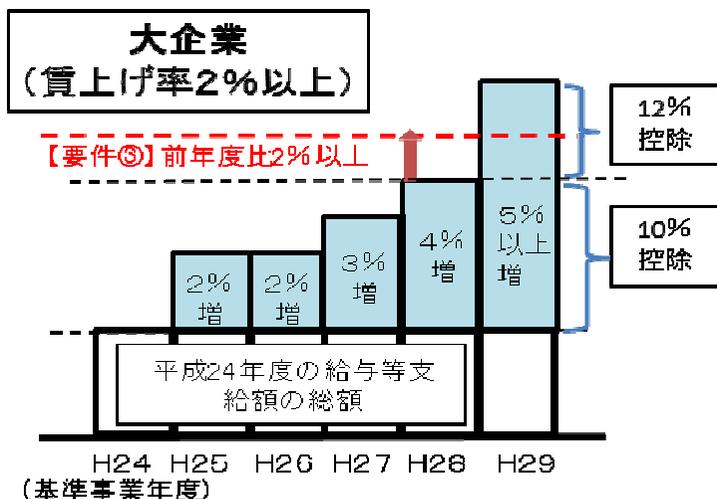
適用要件が一部見直され、一定の要件を満たせば**税額控除額**は現行の**10%に2%** (中小企業者等は**12%**) **加算**されます。

		現行	改正案
適用要件	①	雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して5%(中小企業者は3%)以上増加	
	②	雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額以上であること	
	③	平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額を超えること	【中小企業者】 同左 【中小企業者以外】 平均給与等支給額が 前事業年度の平均給与等支給額 と比較して 2%以上増加⇒〈A〉
税額控除額	(雇用者給与等支給額-基準年度の雇用者給与等支給額)×10% ⇒ 〈B〉	〈B〉+(雇用者給与等支給額-前期の雇用者給与等支給額)×2% 【中小企業者が要件 〈A〉 を満たした場合】 〈B〉+(雇用者給与等支給額-前期の雇用者給与等支給額)×12%	
控除限度額	法人税額×10%(中小企業者等は20%)		

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(2) 所得拡大促進税制の拡充②



【「平成29年度税制改正について」経済産業省より】 6

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(3) 中小企業経営強化税制の創設①

① 生産性向上設備投資促進税制は平成29年3月末に予定通り**廃止**

⇒ **中小企業経営強化税制を創設**

② 中小企業投資促進税制は対象資産から**器具備品を除外**した上で平成31年3月31日まで延長

【中小企業経営強化税制の概要】

	内容
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で「 <u>経営力向上計画</u> 」の認定を受けたもの
適用要件	適用期間中に取得した 特定経営力向上設備等 【次ページ】のうち、一定のものを取得等し、国内において事業供用したこと
適用期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
特別償却	取得価額 × 100% (普通償却限度額との合計で)
税額控除※	特定中小企業者等: 取得価額 × 10% 特定中小企業者等以外: 取得価額 × 7%

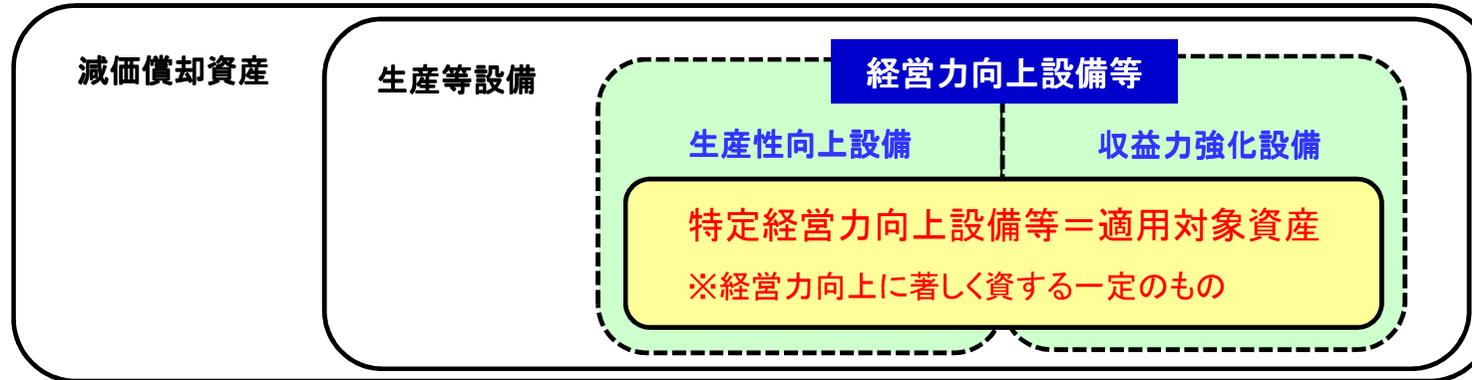
※ 法人税額の20%を上限とする。

控除限度超過額は1年間繰越可能。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(3) 中小企業経営強化税制の創設②



【対象資産の要件】

生産性向上設備	取得価額	販売開始時期	要件
機械装置	160万円以上	10年以内	旧モデル比年平均1%以上向上するもの (ただし、旧モデルがない場合は不要)
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	30万円以上	6年以内	
建物附属設備	60万円以上	14年以内	
ソフトウェア	70万円以上	5年以内	不要
収益力強化設備	取得価額	要件	
機械装置	160万円以上	年平均5%以上の投資利益率が見込まれることにつき 経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されたもの	
工具	30万円以上		
器具備品	30万円以上		
建物附属設備	60万円以上		
ソフトウェア	70万円以上		

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(4) 中小企業向けの各租税特別措置の適用除外

資本金の額が1億円以下の法人のうち、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度については、**中小企業向けの各租税特別措置の適用が停止**されます。

【中小法人向けの税制(主要なもの)】

法人税法		① 軽減税率
		② 貸倒引当金
		③ 欠損金関係
		④ 留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置	① 研究開発税制
		② 所得拡大促進税制
	中小限定の措置	③ 軽減税率
		④ 中小企業投資促進税制
		⑤ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
		⑥ 少額減価償却資産の特例

見直しの対象は
**租税特別措置
の範囲内のみ**

※平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【「平成29年度税制改正の概要について」中小企業庁より】

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(5) 法人の支給する役員給与等の見直し

① 定期同額給与	税及び社会保険料の源泉徴収後の金額(手取額)が同額であるものを追加
② 事前確定届出給与	所定の時期に確定した数の株式又は新株予約権を交付する給与を追加 ※市場価格のある株式又はその取得の基因となるもので一定のもの
③ 利益連動給与	・算定指標の範囲に、株価・売上を追加
	・同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に追加 ※算定方法についてその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続きを経てその非同族法人の有価証券報告書等で開示されていることが要件

(6) その他

① 中小企業者等に対する軽減税率の延長

年所得金額800万円以下の部分に適用される法人税の**軽減税率15%**(本則:19%)の適用期限が**2年延長**(平成31年3月31日までに開始する事業年度)されます。

② 各種特別償却制度の延長・廃止

- ・**医療用機器の特別償却**⇒対象機器の見直しを行った上で適用期限が**2年延長**
- ・**サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却**⇒適用期限をもって**廃止**

※所得税についても同様

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

内容	現行	改正案
① 納税猶予の取り消し事由に係る 雇用確保要件	相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数×80% ⇒一人未満の端数切捨	相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数×80% ⇒一人未満の端数切上
② 相続時精算課税制度に係る贈与	適用対象外	適用対象
③ 贈与者が死亡した場合の 認定相続承継会社の要件	・当該会社が中小企業者であること ・当該会社の株式等が非上場株式等に 該当すること	左記要件を撤廃

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。
(また、所要の経過措置が講じられます。)

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(2) 相続税・贈与税の国外財産に対する納税義務の見直し

相続若しくは遺贈又は贈与により取得する**国外財産**について、相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直しが、下記の通り行われます。

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり【※1】	左記以外	
国内に住所あり	【※2】		【※2】	【※2】	
国内に住所なし	10年(現行:5年)以内に 国内に住所あり【※1】		国内財産・国外財産ともに課税		【※3】
	上記以外	【※2】		【※1】 国内財産のみに課税	

■贈与税の納税義務についても同様とします。

【※1】 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税については、被相続人等及び相続人等が**相続開始前10年(現行:5年)以内**のいずれかの時においても**国内に住所を有しない**場合は、**国外財産は課税対象外**とされます。

【※2】 被相続人等及び相続人等が一定の**在留資格**をもって**一時的滞在**(国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在)をしている場合等は**国内財産のみが課税対象**となります。

【※3】 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない**相続人等が国内に住所を有しない者**であって**相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等**(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く)から取得した**国外財産は課税対象に追加**されます。

※平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(3) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

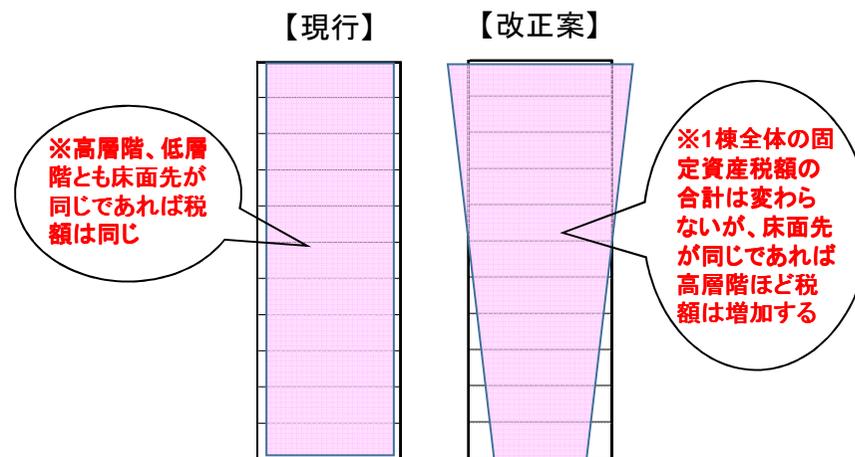
居住用超高層建築物(タワーマンション)に対して課される固定資産税(都市計画税)、不動産取得税について、下記の通り見直しが行われます。

現行	改正案
1棟の建物全体の税額を専有面積の割合によって各戸に税額を按分	1棟の建物全体の税額を階数によって補正した専有面積の割合(階層別専有床面積補正率)によって各戸に税額を按分
$\text{一棟の税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積}}{\text{専有床面積の合計}}$	$\text{一棟の税額} \times \frac{\text{各住戸の専有床面積} \times \text{階層別専有床面積補正率}}{\text{専有床面積(補正後)の合計}}$

○不動産取得税についても、固定資産税と同様の「階層別専有床面積補正率」を用いて評価額の補正計算を行う。

- ※1 「居住用超高層建築物」とは、高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、複数の階に住戸が所在しているものをいいます。
- ※2 「階層別専有床面積補正率」とは、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が n を増すごとにこれに10を39で除した数を加えた数値とします。

$$n\text{階の階層別専有床面積補正率} = 100 + 10/39 \times (n-1)$$
- ※3 区分所有者全員による申出があった場合は申し出た割合により固定資産税額を按分することも可能です。
- ※4 平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く)について適用されます。



当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(4) 物納財産の範囲及び順位の見直し

- ① 物納に充てることができる財産の**順位が変更**されました。
- ② 物納財産の範囲に投資証券等のうち上場されているもの等が追加され、第1順位とされます。

順位	物納に充てることができる財産の種類	
	現行	改正案
第1順位	① 国債、地方債、不動産、船舶	国債、地方債、不動産、船舶
		株式、社債、証券投資信託等の受益証券及び投資証券等のうち、上場されているもの等
	② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの	不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券	株式、社債、証券投資信託等の受益証券のうち、上場されていないもの等又は貸付信託の受益証券
	④ 株式のうち物納劣後財産に該当するもの	株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産	動産

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(5)取引相場のない株式の評価の見直し

1.類似業種比準価額方式

- ①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均が加わります。
 - ②配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とされます。
- 2.評価会社の規模区分の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が拡大されます。

1.①	現行	改正案
①	課税時期の属する月の類似業種の株価	① 同左
②	課税時期の属する前月の類似業種の株価	② 同左
③	課税時期の属する前々月の類似業種の株価	③ 同左
④	課税時期の属する前年の類似業種の平均株価	④ 同左
		⑤ 課税時期の属する月以前2年間の類似業種の平均株価

1.②	現行	改正案
	$A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \times \text{斟酌率}$	$A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \times \text{斟酌率}$

- A: 類似業種の株価
- B: 類似業種の配当金額
- C: 類似業種の利益金額
- D: 類似業種の簿価純資産価額

- b: 評価会社の配当金額
- c: 評価会社の利益金額
- d: 評価会社の簿価純資産価額

※平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価について適用されます。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制

(6) その他

① 広大地評価の見直し

現行	改正案
路線価 × 広大地補正率 × 地積 ※広大地補正率 = $0.6 - 0.05 \times \text{広大地の地積} \div 1,000\text{m}^2$	各土地の個性に応じた形状・面積に基づいた評価額

※平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価について適用されます。

② 株式保有特定会社について

判断基準である株式等の範囲に新株予約権付社債が追加されます。

※平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価について適用されます。

3. 所得税制

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

配偶者控除及び配偶者特別控除が下記の通り見直され、平成30年分以後の所得税（個人住民税については平成31年分以後）から適用されます。

① 配偶者控除

居住者の合計所得金額 【居住者の給与収入】	配偶者控除金額			
	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	現行	改正案	現行	改正案
900万円以下 【1,120万円以下】	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	48万円 (38万円)
900万円超 950万円以下 【1,120万円超1,170万円以下】		26万円 (22万円)		32万円 (26万円)
950万円超 1,000万円以下 【1,170万円超1,220万円以下】		13万円 (11万円)		16万円 (13万円)
1,000万円超 【1,220万円超】	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)

※()は住民税の控除額

※【 】は給与収入のみの場合

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

② 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額 【配偶者の給与収入】	居住者の合計所得金額 【居住者の給与収入】			
	900万円以下 【1,120万円以下】	900万円超 950万円以下 【1,120万円超1,170万円以下】	950万円超 1,000万円以下 【1,170万円超1,220万円以下】	1,000万円超以下 【1,220万円超】
38万円超 85万円以下 【103万円超150万円以下】	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	0万円 (0万円)
85万円超 90万円以下 【150万円超155万円以下】	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)	0万円 (0万円)
90万円超 95万円以下 【155万円超160万円以下】	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)	0万円 (0万円)
95万円超100万円以下 【160万円超166.8万円以下】	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)	0万円 (0万円)
100万円超105万円以下 【166.8万円超175.2万円以下】	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)	0万円 (0万円)
105万円超110万円以下 【175.2万円超183.2万円以下】	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)	0万円 (0万円)
110万円超115万円以下 【183.2万円超190.4万円以下】	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)	0万円 (0万円)
115万円超120万円以下 【190.4万円超197.2万円以下】	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	0万円 (0万円)
120万円超123万円以下 【197.2万円超201.6万円以下】	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)	0万円 (0万円)
123万円超 【201.6万円超】	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)	0万円 (0万円)

※()は住民税の控除額

※【 】は給与収入のみの場合

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(2) 積立NISAの創設 - ①

現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことから、少額からの積立・分散投資を促進するために積立NISAが新たに創設されます。

項目	積立NISA	現行NISA	ジュニアNISA
対象者	居住者等	口座開設年の1月1日において20歳以上の居住者等	口座開設年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
年間非課税投資枠	40万円	120万円 (平成27年以前は100万円)	80万円
非課税投資総額	800万円 (40万×20年)	600万円 (120万×5年)	400万円 (80万×5年)
非課税対象	信託期間が無期限または20年以上、非毎月分配型等の公募等株式投資信託	上場株式等、公募株式投資信託 など	
投資可能期間	平成30年1月1日 ～平成49年12月31日	平成26年1月1日 ～平成35年12月31日	平成28年4月1日 ～平成35年12月31日
非課税運用期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間	

※現行NISAとは選択適用となります。

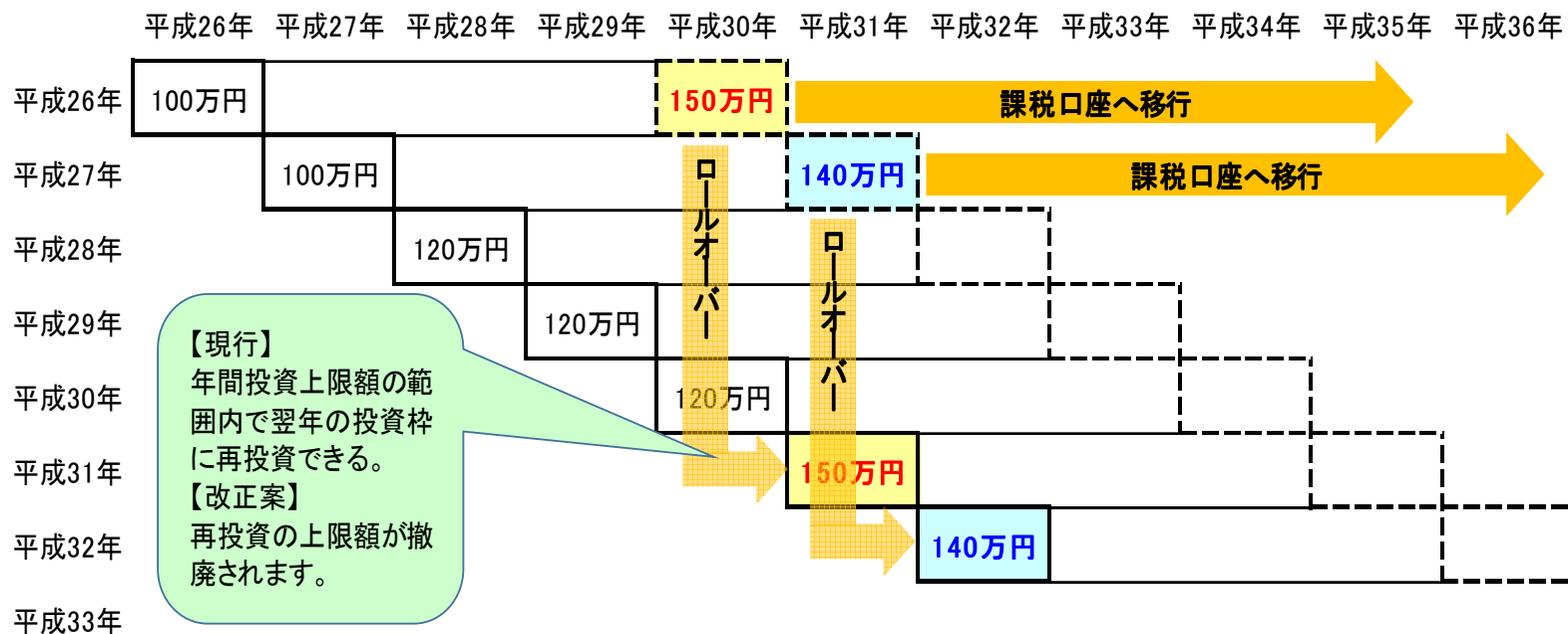
※現行NISAと同様、譲渡による損失金額についてはなかったものとみなされるため、他の特定口座や一般口座で生じた配当、譲渡益と損益通算をすることや、繰越控除をすることはできません。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(2) 積立NISAの創設 - ②

非課税期間終了時において翌年設定される非課税投資枠へ繰り越す場合(ロールオーバー)の上限額が撤廃されます。



※ジュニアNISAについても同様とされます。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(3) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

特定の増改築等に係る所得税額の特別控除の対象となる工事に、耐震改修工事、省エネ改修工事と併せて行う「**一定の耐久性向上改修工事**」が追加されます。

	適用対象工事	借入金年末残高限度額	税額控除率	税額控除限度額
ローン型減税	省エネ改修工事 + 耐久性向上改修工事	250万円・・・(A)	2%	年最高12.5万円 (最大5年)
		1,000万円－(A)	1%	
投資型減税 【※】	適用対象工事	標準的な工事費用相当額	税額控除率	税額控除限度額
	耐震改修工事 or 省エネ改修工事 + 耐久性向上改修工事	250万円	10%	25万円
	耐震改修工事 + 省エネ改修工事 + 耐久性向上改修工事	500万円		50万円

【※】省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、
限度額がそれぞれ25万円⇒35万円、50万円⇒60万円となります。

※増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用されます。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

4. 納税環境整備

(1) 納税地変更等に係る届出書の提出先の見直し

納税環境整備の一環として、届出書の提出先や添付書類が省略されるなど、各種の手続きが簡素化されます。

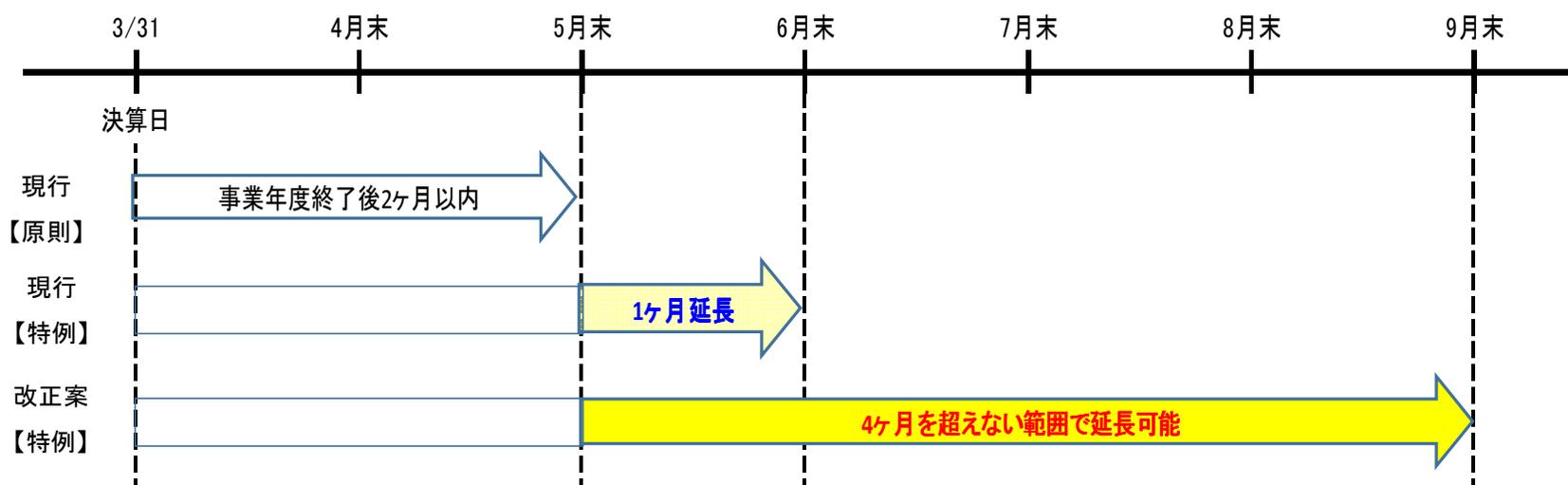
税目	内容	現行	改正案
所得税	① 納税地の変更に関する届出書 ※「変更」=納税地を住所地に代え、居所地等にする場合の手続き	変更前と変更後の納税地	変更前の納税地
	② 納税地の異動に関する届出書	異動前と異動後の納税地	異動前の納税地
	③ 個人事業の開業・廃業等届出書	納税地 ※納税地と事務所等の所在地が異なる場合は両方	納税地 ※事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地
	④ 給与支払事務所等の移転届出書	移転前と移転後の給与支払事務所等の所轄税務署	移転前の給与支払事務所等の所轄税務署
法人税	① 納税地の異動に関する届出書	異動前と異動後の納税地	異動前の納税地
	② 法人設立届出書等の登記事項証明書の添付	必要	不要

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

4. 納税環境整備

(2) 法人税・法人事業税申告期限の見直し

法人税及び法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例について、下記の通り見直しが行われます。



【適用要件】

- ① 会計監査人を置いている。
- ② 定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時株主総会が招集されない常況にあると認められる。

※法人税等の納付期限は、原則どおり決算日後2ヶ月です。

また、消費税は決算日後2ヶ月以内に申告・納付する必要があります。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。

当資料は、平成28年12月8日自由民主党・公明党発令の平成29年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成29年3月予定)で変更が生じる可能性があります。